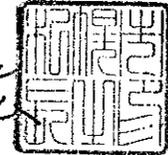


札幌市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月3日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 / 号

札幌市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

札幌市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
目次 第1章 総則（第1条）	目次 第1章 総則（第1条・ <u>第1条の2</u> ）

改正前	改正後
<p>第2章 教育・保育給付認定等（第2条—第10条）</p> <p>第2章の2 施設等利用給付認定等（第10条の2—第10条の7）</p> <p>第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第11条—第16条）</p> <p>第3章の2 特定子ども・子育て支援施設等（第16条の2）</p> <p>第4章 雑則（第17条—第20条）</p> <p>附則</p>	<p>第2章 教育・保育給付認定等（第2条—第10条）</p> <p>第2章の2 施設等利用給付認定等（第10条の2—第10条の7）</p> <p><u>第2章の3 乳児等支援給付認定等（第10条の8）</u></p> <p>第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第11条—第16条）</p> <p><u>第3章の2 特定乳児等通園支援事業者（第16条の2）</u></p> <p><u>第3章の3 特定子ども・子育て支援施設等（第16条の3）</u></p> <p>第4章 雑則（第17条—第20条）</p> <p>附則</p> <p><u>（用語）</u></p> <p><u>第1条の2 この規則における用語の意義は、この規則で定めるもののほか、法で使用する用語の例による。</u></p> <p><u>第2章の3 乳児等支援給付認定等</u></p> <p><u>（乳児等支援給付認定に係る手続）</u></p> <p><u>第10条の8 乳児等支援給付認定、その取消し及び変更並びに乳児等支援支給認定証の再交付に係る手続は、それぞれ第2条（第2項を除く。）、第5条前段、第9条及び第10条の規</u></p>

改正前	改正後
<p>第3章の2 (略)</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等についての準用)</p> <p>第16条の2 (略)</p>	<p><u>定に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>第3章の2 特定乳児等通園支援事業者</u> <u>(特定乳児等通園支援事業者に係る手続)</u></p> <p><u>第16条の2 法第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認並びに当該確認の変更、辞退並びに取消し及び効力の停止に係る手続は、それぞれ第11条から第14条までの規定に準じて行うものとする。</u></p> <p>第3章の3 (略)</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等についての準用)</p> <p>第16条の3 (略)</p>

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第4条第2項の規定による認定及び同法附則第5条第2項の規定による確認に係る手続については、それぞれ改正後の第2章の3及び第3章の2に規定する手続の例による。